

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会による

とっても危ない「基本的考え方」

御嵩町のホームページから切り取った情報を下に示しました。これに対して、「みたけ産廃を考える会」から意見書が提出されましたので、その全文を次ページ以下に掲載します。それを読んでいただければわかるように、寿和工業の言いなりで委員会は動かされています。そもそも委員選考過程で寿和工業の森朴顧問(検討委員会事務局)が大きな影響を及ぼしたようです。鍵谷委員は産廃賛成派議員でした。福島委員は小和沢を売る時のまとめ役だった福島元町議の息子です。水野委員は寿和工業に近い人物です。専門家も御用学者ばかりです。御嵩町内の皆さんはもとより、木曽川流域圏に住む全ての皆さん、もう一度御嵩の産廃問題に注目してください。

○これまでの経緯

◆第1回検討委員会

- 平成20年8月29日 議事1 委員長の選出、副委員長の指名
※委員長を鈴木誠委員、副委員長は守富寛委員に決定
- 議事2 計画地の過去の経緯について
- 議事3 御嵩町全体の現況と計画地の現状について
- 議題4 今後のスケジュール、進め方について

◆検討委員会計画地視察

平成20年10月12日 検討委員会委員による計画地視察の実施

◆第2回検討委員会

- 平成20年10月15日 議題 計画地利用の検討の前提となる指針について
※事務局から御嵩町環境基本計画・御嵩町環境基本条例・環境モデル都市提案書について説明

◆第3回検討委員会

- 平成20年11月26日 議題 計画地利用の検討の前提となる指針について
※事務局から第2回検討委員会傍聴者の意見を紹介、その後、各委員による意見交換

◆第4回検討委員会

平成21年3月23日 議題 計画地利用指針策定のための基本的な考え方について(案)

○検討委員会委員名簿

委員長	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授兼地域連携推進センター長
副委員長	守富 寛	岐阜大学大学院工学研究科教授
	梅原 勇	御嵩町住民
	岡本 隆子	御嵩町住民
	鍵谷 幸男	御嵩町住民
	亀井 和彦	御嵩町住民
	高橋 貴美枝	御嵩町住民
	福島 壽雄	御嵩町住民
	水野 美子	御嵩町住民
	山崎 仁朗	岐阜大学地域科学部准教授

<今後について>

この「基本的な考え方」に基づき、計画地の利用指針について、引き続き検討していきます。

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方（案）に関する意見書

みたけ産廃を考える会

（2009年5月14日）

2008年8月に設置された御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会（以下、「検討委員会」と略記）によって取りまとめられた表記の案（以下「本案」と略記）について、当該処分場計画が公になって以来、それによる御嵩町内の種々の環境汚染や下流域500万市民の飲料水となっている生命の川・木曾川の汚染を危惧して活動してきた当会として意見を述べる。

1. 検討委員会の位置づけと委員選考過程および進行に関する疑問

1-1) 委員選考過程への疑問

検討委員会委員の人選過程が不明瞭である。情報公開と公平公正な人選が大前提であるにもかかわらず、町民不在で委員選考が行われたと言わざるを得ない。本案中「住民投票の結果を尊重し・・・『今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない』という前提で取り組まなければならないと考える（3-第5）」としながら、委員の発言の中に「埋め立てをして平地を形成する必要あり（3-第2）」という処分場を容認するような意見があったことが示されている。この発言は、検討委員会を傍聴していた当会メンバーによっても確認されており、廃棄物を埋め立てるべきだとの主張であった。このような発言をする委員がどうして選定されたのであろうか。また、検討委員会副委員長である守富委員（岐阜大学教授）は、岐阜県の審議会において産業廃棄物処分場建設に積極的な発言を繰り返していた人物であることが知られており、こうした人物を何故選定したのであろうか。御嵩町および町長は、誰がどのような基準で委員選考を行ったのか、町民に対して説明するべきである。

1-2) 公開された議事録の不備

情報公開法の先駆けとなったアメリカ合衆国・情報の自由法では「情報は民主主義社会の通貨である」としている。この精神を受けて、近年日本でも情報公開の水準は飛躍的に向上している。各種審議会などの議事録についても全文公開であり、かつ、発言者の氏名が記載されるのが通例となっている。しかるに当該検討委員会議事録においては、発言者氏名が明らかでなく、要旨のみが公開されるにとどまっている。このことは委員選考過程の不明瞭さと関連して、情報公開原則からの逸脱を示しているものと考えられる。改めて、発言者名を明記した議事録全文を公開するべきである。柳川前町長時代に、先見的な情報公開条例を制定した御嵩町の民主主義の名誉にかけて、それは即刻行われるべきである。

1-3) 検討委員会の費用負担についての疑問

本案には記載がないが、検討委員会開催費用を御嵩町役場と寿和工業が半分ずつ負担したと

伝えられている。事実だとすれば、検討委員会の中立性、公平公正性を損なう大きな問題である。御嵩町および町長は、御嵩町の全額負担で検討委員会を設置運営するべきであった。

1-4) 検討委員会の位置づけ

当該検討委員会は御嵩町長、岐阜県知事および寿和工業社長による3者会談の合意に基づいて設置されたとされているが、検討委員会の運営まで3者が共同で行うのはおかしい。検討委員会はあくまでも御嵩町の主導で、御嵩町民の中立公平公正な参加のもとにすすめられるべきである。町長が和解と合意をしても、御嵩町民が和解を求めたとは限らない。あの住民投票結果が意味するのは、大事なことは住民投票で決めようという大原則であった。これまでに数々の不条理を繰り返してきた寿和工業を御嵩町民が許容するには何段階ものステップを踏む必要がある。現段階では、寿和工業はそのための努力を十分にしているとは言えない。この状況で検討委員会事務局に寿和工業顧問が入っていることは大いに疑問であり、検討委員会の議論と結論に関する信頼性を大いに損ねている。

1-5) 検討委員会の進行に関する疑問

検討委員会は関係者からの事情説明や意見聴取をほとんど行っていない。例えば、御嵩町民主主義の金字塔となった住民投票に中心的に関わった多くの人々から事情と意見を聞くべきである。小和沢地区の買収費用額や支払いの現状、農地転用をめぐる現況についても明らかにされていない。寿和工業は、事務局に入って検討委員会の方向性に影響を与えかねない位置取りをするのでなく、事件関係者あるいは参考人として参加して、過去の経緯をつまびらかに説明するべきであった。産廃処分場計画をこり押しした岐阜県も、かつての態度をいかに改めたのかを参考人として説明するべきであって、現況のような事務局参加をするべきではなかった。

2. 三者の基本姿勢について

本案の全体を貫いているのは、御嵩町と岐阜県の瑕疵への責任と寿和工業への謝罪と協力の姿勢である。しかし、寿和工業は同社の甘原処分場において井戸水を浸出水の処理水と偽ってリーフレットまで配布し、あるいは脱税などの不法行為を犯すなど、到底優良企業とは言いかねる行状を過去に示していた。また、産業廃棄物処分場開設が出来るとは限らない状況で、早いうちから土地買収を進めていた。このことは企業としてのリスクチャレンジであって、それが設置できなくなったとしても、御嵩町や岐阜県の責任ではない。

岐阜県は、国定公園に関する環境省通達を長期にわたって握りつぶすなど、御嵩町および御嵩町民に対しての瑕疵と謝罪の必要はあっても、寿和工業に謝罪する責任はない。これに関連して、すでに建設されている安定型処分場について、寿和工業は自然公園法の定めに従って施設の撤去と復元をするべきである。

にもかかわらず、本案(2)では、御嵩町が「寿和工業の事業実施に最大限の協力をし」、岐阜県は「最大限の支援を行う」としており、本案(3-第1)では「寿和工業が計画地において継続的事業展開できることを利用指針の前提として考える必要がある」と明記しており、さらに本案(4-第2)で「寿和工業の事業実施に理解と協力、参画の姿勢を示すこと、すなわち

『協働のデザイン』を描き実践することが大切である」とも述べられており、御嵩町民として到底容認できない。

本案(3-第4)には、「産業廃棄物処分場は不要なはずもなく、環境に負荷を与えない最善の方法で事業に取り組む産業廃棄物処理業界は必要不可欠な環境ビジネスであることを認識している」とあるが、この認識はゼロエミッションなどが真剣に追求されている世界の現況からして時代遅れであり、また、当該小和沢地区の計画地利用指針の検討とは別次元の話である。また、岐阜県内に持ち込まれている産業廃棄物の多くが愛知県などの他県で発生したものであることが明らかになっており、木曾川上流域である岐阜県あるいは御嵩町で議論されるべき話でもない。こうした不必要な文言がちりばめられた本案は、住民投票で産業廃棄物処分場を拒否した御嵩町民として、到底容認できない。

寿和工業は産廃処分場予定地付近の所有地を一部他の事業者売却し、売却先の事業者が埋め立てを行っていると聞く。検討委員会で協議中であるにもかかわらず所有地を売買する行為はきわめて遺憾である。法的な問題をクリアしているとしても、小規模な埋め立てが次々に行われる可能性があり、危険性をはらんでいると言わざるを得ない。

3. 計画地小和沢地区の自然環境について

産業廃棄物処分場計画が持ち上がって以来、犬山市を中心に活動する「ふるさとの自然を愛するスズサイコの会」などによる綿密な生物調査が12年間以上、152回におよぶモニタリングが続けられてきた。その結果によれば、重要な希少生物種が数多く記録されている。観察された野鳥は93種、環境省・岐阜県・御嵩町レッドリスト掲載種は23種を数えた。植物については、環境省・岐阜県・御嵩町レッドリスト掲載種は16種が確認されている。さらには、ニホンカモシカも目撃されている。すなわち、小和沢地区は一部が木曾川国定公園内に属するだけでなく、貴重な動植物の宝庫であることが確認されているのである。

折りしも、来年(2010年)10月には、名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議COP10の開催が決まっている。この会議の主要議題のひとつである2010年目標は、「生物種の絶滅速度を顕著に減少させること」である。また、生物種の絶滅要因のうち最大のものは、生物の生息環境の破壊や改変である。

さらに、御嵩町は2006年6月に、御嵩町希少野生生物保護条例を制定している。2002年制定の御嵩町環境基本条例に基づく制定であり、御嵩町レッドデータブック記載および全国あるいは岐阜県レッドデータブック記載の生物種すべての保護を目的としている。

本案(3-5)で御嵩町環境基本条例との整合性をうたっているが、御嵩町希少野生生物保護条例までの言及がなく、極めて不十分である。また、前述の調査結果の検討や、調査関係者からの意見聴取もなされていない。

計画地利用指針を策定するにあたっては、この1点をはずしてはならない。早急に調査結果と関係者からの意見聴取を行うとともに、優れた自然環境を重視する視点で本案は書き直されるべきである。

4．小和沢地区の農地転用について

本案には書き込まれていないが、検討委員会の議論の中で、小和沢地区にある水田や畑などの農地転用がすすんでいないことが明らかになった。第2回検討会の主な質疑の項で事務局メンバーが「農地の地目転換が出来ないことは大変支障であり、移転補償が実行できない理由である。」と述べている。また、「開発計画が変わってしまったので農地転用することはかなり難しいことのようにだった」とも発言している。発言の様子から、寿和工業から事務局入りした人物の発言であるものと思われる。

ということは、小和沢地区の土地買収は完了していないことになる。本案(6)に、「計画地内の地権者は、その用地が利用計画に沿って活用されるよう誠実に対応することも、ここに望むものである。」という意味不明な文言があるが、この地権者とは売買契約が完了していない小和沢地区元住民をさすのであろう。そうであるならば、買収そのものの白紙還元までさかのぼって利用指針の検討をするべきなのではないだろうか。貴重な自然環境の保全と連携した、農地を生かした利用指針ならびに計画の策定を検討しても良いはずである。

すでに述べたように、肝心の土地買収の詳細が明らかにされないままで検討委員会の議論が進行していることによる無用な混乱と遠回りを回避するためにも、寿和工業は全ての情報を公開するべきであるし、御嵩町と岐阜県はそれを強く求めるべきである。

5．本案の文章表現上の混乱について

本案(5-第1)に「計画地の利用指針並びに利用計画の策定に際しては、町民が求める情報の公開と十分な説明、理解の促進、それを前提に策定のプロセスへの町民の参画を保障し、町民の意見を利用指針並びに利用計画に可能な限り反映することとする」と述べられている。また、本案(4-第2)では「町民、寿和工業、御嵩町の三者が対等な立場に立って、当該地区の利用指針並びに利用計画を協議し」とある。本案(4-第3)では、「町民の参画を得て処分場計画地の利用計画を立て」とある。本案(4-第4)では、「利用指針並びに利用計画に基づく事業展開が町民の参画、関係者との信頼関係の上に取り組みれ」とある。いかにも御嵩町民が利用計画策定にも参画できそうな表現をとっている。

しかし、本案(7)では、「本委員会は・・・町民の参画を前提に利用指針(案)を策定する。御嵩町並びに岐阜県の支援を条件に寿和工業によって利用計画の策定と事業展開が進展することを切に望むものである」として、利用計画の策定者は寿和工業であることを明記している。

環境基本条例や環境基本計画との整合性を尊重し、住民投票の結果を尊重する、あるいは町民の参画を保障するといった耳障りの良い文言を散りばめながら、実際には寿和工業の「利益尊重(4-第1)」や「事業実施に理解と協力(4-第2)」や「継続的な事業運営、経済的安定性の追求(4-第5)」が強調されるという、面妖な文章展開となっている。こうした文章展開そのものが、御嵩町民を愚弄するものであり、到底容認できない。

< 参考資料 >

小和沢に於ける希少野生生物について

小和沢地区に於いては、愛知県の自然愛護団体「ふるさとの自然を愛するスズサイコの会」が主体となり、1996年9月から2009年4月現在まで、鳥類・植物を中心として152回のモニタリング調査が行われている。

鳥類については、県道井尻～八百津線約3kmをラインセンサス法にて調査し、データは年度毎に集計後、2006年9月には10年間の記録としてまとめられている。2009年4月現在、御嵩町で確認されている野鳥は152種であるが、小和沢に於いては93種が観察され、環境省・岐阜県・御嵩町のレッドリスト掲載種は、23種を数えた。この内、繁殖していると思われるのはヤマドリ・アオゲラ・サンショウクイ・クロツグミ・サンコウチョウであるが、猛禽類が近隣で営巣している可能性も高いと思われる。

ハチクマについては2007年2008年ともに、繁殖期に観察され、2008年6月28日には9:30・11:30・13:00と3度も同地点で旋回帆翔する姿が目撃されている。

オオタカについては、2008年2月23日に弘法堂前の落葉樹に止まりをする個体が確認され、3月22日にはと思われる個体の鳴き声及び飛翔する姿が見られた。また、約5分後と思われる個体を目撃している。

県道沿いで猛禽類の食痕(トビ・キジバト・トラツグミ)も観察されており、小和沢地区に於いて、採餌活動が行われているのは確実である。

その他、2008年3月、ノスリの春の渡りが観察されるとともに、同9月27日には綱木に近い地点で、サシバ10羽。丸山ダムに近い地点でハチクマ20羽と秋の渡りが観察された。10年以上の観察を経て、小和沢地区上空にタカの渡りルートがあるらしいという事が次第に明らかになってきた。

また、町内で確認されたワシタカ目全種が観察されており、このような地区はほかに例を見ない。

環境省絶滅危惧 B 類・岐阜県絶滅危惧 類のクマタカが2000年～2003年にかけて、毎年観察された事も特記すべき点である。

ミゾゴイは日本でのみ繁殖を行う夏鳥だが、近年、急速な減少が心配されIUCN(国際自然保護連合)及び環境省の絶滅危惧 B 類となっている。2002年9月、雨模様の薄暗い日、県道脇で採餌中のミゾゴイが近づく車の気配に驚き樹上で擬態行動をとった所を観察した。季節的に渡りの途中とも思われたが、興味深い点は2羽でいたことである。2007年5月には西へ2.5kmの地点でも採餌中の1羽が観察されており、注目すべき所と思われる。

カイツブリ・オシドリ・ヤマセミ・ミサゴについては、丸山ダムを中心とした木曽川流域で観察された。

その他、レッドリスト掲載種以外で特に珍しい記録としては

イスカ 2 (1997) ヤマシギ 3 (1998)
オオモズ 1 (2000) ムギマキ 3 (2002)

マミジロキビタキ 1 (2007) コマドリ 1 (2009)

などがある。また、キクイタダキやウソの観察例が比較的多いのも特徴である。調査は昼間のみの為、夜間調査が必要なフクロウ類・ヨタカなどについては全く記録が無いわけだが、生息の可能性は否定できない。

植物については、鳥類同様、綱木境の尾根から県道を徒歩にて下り、丸山ダム周辺までを調査した。その結果として、環境省・岐阜県・御嵩町のレッドリスト掲載種を 16 種確認した。植物は調査当初に比べ、年々個体数が減少している種が多く、公表による絶滅が懸念される為、種名は非公表とした。

2 のベンケイソウ科、 3 のラン科が御嵩町リストに掲載されないのは、2007 年以降に見つかったからである。 2 については町内の生育地は今の所小和沢のみ。 12 のイチヤクソウ科、 9 のナデシコ科については町内で 2 カ所、 3 は 3 カ所、 7 のラン科は 4 ヶ所で確認されたのみで、いずれも個体数は極めて少ない。 10 のバラ科は木本であるが、町内で 1 番大きいと推測される。北端が木曾川という地形が幸いしてか移入種の侵入が少ないのも特徴である。県道から見える範囲で 16 種のレッドリスト掲載種が観察されたことは驚きであった。山林内や谷筋など広範囲の調査が行われたならもっと多くの種が発見されることだろう。

* 2008 年 12 月 27 日 ニホンカモシカ 1 目撃する。

小和沢で観察されたレッドリスト掲載種(植物)

	科	種	環境省	岐阜県	御嵩町
1	ゴマノハグサ	オオヒキヨモギ	絶滅危惧 類	情報不足	
2	ベンケイソウ	ツメレンゲ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
3	ラン	ムギラン	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
4	ラン	カヤラン		準絶滅危惧	
5	ラン	クモラン			
6	ラン	クモキリソウ			
7	ラン	ジガバチソウ			
8	ラン	ミヤマウズラ			
9	ナデシコ	ナンバンハコベ			
10	バラ	ザイフリボク			
11	モチノキ	タマミズキ			
12	イチヤクソウ	ウメガサソウ			
13	リンドウ	アケボノソウ			
14	ムラサキ	ミズタビラコ			
15	イワタバコ	イワタバコ			
16	ユリ	ホトギス			

* 種名については盗掘等による絶滅の危険性が高いため、非公表とします。

小和沢で観察されたレッドリスト掲載種(鳥類)

1996.9 ~ 2009.4

	目	科	種名	環境省	岐阜県	御嵩町
1	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		準絶滅危惧	
2	コウノトリ	サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧 B類	絶滅危惧 類	
3	ガンカモ	ガンカモ	オシドリ	情報不足	準絶滅危惧	
4	ワシタカ	ワシタカ	クマタカ	絶滅危惧 B類	絶滅危惧 類	
5			ミサゴ	準絶滅危惧		
6			ハチクマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
7			オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
8			ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
9			サシバ	絶滅危惧 類	準絶滅危惧	
10			ツミ		情報不足	
11		ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危惧 類	準絶滅危惧	
12			チョウゲンボウ			
13	キジ	キジ	ヤマドリ		準絶滅危惧	
14	ハト	ハト	アオバト		情報不足	
15	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ		準絶滅危惧	
16	キツツキ	キツツキ	アオゲラ			
17	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧 類	準絶滅危惧	
18	ヒタケ	ツグミ亜科	トラツグミ		情報不足	
19			クロツグミ			
20		ウグイス亜科	センダイムシク イ		準絶滅危惧	
21		ヒタキ亜科	コサメビタキ		準絶滅危惧	
22			サンコウチョウ		準絶滅危惧	
23		ホオジロ	クロジ		情報不足	